

北海道檜山振興局告示第1007号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年2月20日

北海道檜山振興局長 山田 哲史

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

令和6年度檜山合同庁舎等暖房用燃料の売買（A重油1リットル当たりの単価）

イ 数量 調達予定数量 149,000リットル

(2) 契約の目的の仕様等 A重油（1種1号）

(3) 契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(4) 納入場所

ア 北海道檜山合同庁舎（檜山郡江差町字陣屋町336-3）

イ 北海道檜山振興局檜山家畜保健衛生所（檜山郡江差町字田沢町281-1）

ウ 北海道立江差高等看護学院（檜山郡江差町伏木戸町483）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格（分類「17暖房燃料」に該当する者に限る。）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 檜山振興局管内又は渡島総合振興局管内に本店を有し、かつ、檜山振興局管内に本店又は支店、営業所を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（4）及び（5）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年2月20日から令和6年3月6日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を郵送または下記指定メールアドレスへ提出しなければならない。また、指定メールアドレス以外のアドレスに送信された申請書は無効とする。

ウ 申請書類の提出先 〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3

北海道檜山振興局総務課需品係

e-mail hiyama.soumu13@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

檜山郡江差町字陣屋町336-3
北海道檜山振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 檜山郡江差町字陣屋町336-3 北海道檜山合同庁舎別館4階 講堂
(2) 入札日時 令和6年3月13日 14時00分
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下、「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

なお、再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条2第1項第8号の規定により、随意契約へ移行し、入札金額（単価）が最低の価格（単価）をもって入札した者から見積書を徴する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道檜山振興局総務課需品係

イ 所在地 檜山郡江差町字陣屋町336-3

ウ 電話番号 0139-52-6462

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) 試験成績表の提出

落札者は、落札後、速やかに納入するA重油に係る試験成績表を提出すること。

(14) 単価の変更

ア 契約書第3条に係る契約単価の変更は、原則、契約締結以降、道が入札を実施する際調査した1リットル当たりの、檜山振興局管内又は渡島総合振興局管内に本店を有し、かつ、檜山振興局管内に本店又は支店、営業所を有する企業の売掛金の平均価格（以下、市場平均価格とする。）と、発注者又は受注者からの変更申出時に調査した1リットル当たりの市場平均価格との差額が2円以上の場合において、当該差額を基準として協議し定めるものとする。

イ アにより変更した以降における契約単価の変更は、原則、前回契約変更時調査した1リットル当たりの市場平均価格と、発注者又は受注者からの変更申出時に調査した1リットル当たりの市場平均価格との差額が2円以上の場合において、当該差額を基準として協議し定めるもの

とする。

(15) その他

この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。